

産業廃棄物処分業許可証

住 所 長崎市八つ尾町28番12号

氏 名 有限会社 海野清掃産業 代表取締役 海野 泰兵



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

長 崎 市 長 田 上 富 久

許 可 の 年 月 日 令和 3年12月12日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和10年12月11日



1. 事業の範囲

事業の区分 産業廃棄物処分業（中間処理）

処分の方法	産業廃棄物の種類
破碎・選別	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類
溶 融	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上1種類

（これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	設置場所	設置年月日	処理能力
		許可年月日	許可番号
がれき類破碎施設（定置式） 丸順重工(株)製 Zフォーク IFZ55	長崎市茂木町 1258 番地 1	平成 10 年 3 月 13 日	廃プラスチック類 7t/日(8H) 紙くず 13.5t/日(8H) 木くず 33t/日(8H) 繊維くず 4.5t/日(8H) 金属くず 135t/日(8H) ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず 8.8t/日(8H) がれき類 88.8t/日(8H)
		平成 13 年 4 月 27 日	みなし施設
熔融施設（定置式） 山本製作所 RE-E502	長崎市茂木町 1258 番地 1	令和元年 10 月 28 日	0.4 t/日(8H)
		—	—

3. 許可の条件

稼働日 平日に限る。

稼働時間 午前8時から午後5時に限る。

騒音・振動の対策 受音点（住居等）において、生活環境の保全上、影響を及ぼさないような措置を講じること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 3月13日 新規許可 平成12年 7月12日 変更許可
平成15年 3月13日 更新許可 平成20年 3月13日 更新許可
平成25年 3月13日 更新許可 平成25年10月15日 変更届出（代表者等）
平成26年12月12日 更新許可（優良認定） 令和 元年11月 5日 変更届出（施設入替え）
令和 3年12月12日 更新許可（優良認定）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有